情報通信技術利活用のための
規制・制度改革に関する専門調査会

報告書

平成 23 年３月

２．政府統計データの活用

１．規制の概要

委託による統計の作成（オーダーメード集計）は、統計法第 34 条及び統計法施行規則第 10 条により、学術研究・高等教育の発展に資する場合に限定されている。また、匿名データの提供については、統計法第 36 条及び統計法施行規則第 15 条により、学術研究・高等研究の発展、国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資する場合に限定されている。

＜根拠規定＞

統計法第 34 条、第 36 条、第 38 条
統計法施行令第 13 条
統計法施行規則　第 10 条、第 15 条

２．規制改革の要望内容

・政府統計データの活用を図るため、オーダーメード集計及び匿名データの提供の要件を、例えばビジネス用途など、他の目的にも利活用できるよう拡大する。
・政府統計の二次的利用について、実態としては、アカデミックユースしか容認されていない。利用者の範囲については、統計法にある「我が国の利益の増進及び国際社会の発展に資する」観点から、民間の研究機関・シンクタンクなどによる新たな政策提案といった可能性が考えられ、より幅広い有効な活用が必要である。たとえば、政策立案に民間のノウハウを活用することで、国全体の利益の増進につながるほか、統計データのビジネス活用による経済効果などが期待できる。
・より自由で創造的なデータの分析および活用のために、オーダーメード統計のみならず匿名データの提供およびその手法についてさらに検討を進めてほしい。
・調査協力者に対して、プライバシの保護を確保することはもちろんのこと、迅速に調査結果をフィードバックすることは、回答のインセンティブを高めることになる。その観点からも、安全かつ幅広い情報提供をしていただきたい。
・二次的利用に係る手続きを簡素化すべき。申出書の書き方、分析方法をあらかじめ決めた上での申請など、現状では二次的利用の申請手続自体が障壁になっている可能性がある。
・二次的利用に際して、データ分析における利便性向上や入手および提供に係るコスト節約のため、オンラインのダウンロードや、もしくは限定された場所でのオンサイト利用を検討していただきたい。
・二次的利用に供することを前提に、調査自体をインターネットを用いて実施できないか。

３．調査対象

本項目に関しては、政府が持つ統計情報を民間の利活用に資するという観点から、以下についてヒアリングを実施した。

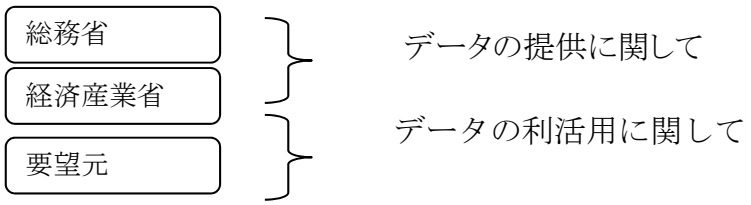

４．調査結果概要

【データ提供側】

・平成２１年４月に改正統計法の全面施行にあわせ、オーダーメード集計、匿名データの提供の制度を開始。

・平成２１年度二次的利用実績は、オーダーメード集計４件、匿名データの提供２０件の計２４件。平成２２年は、１１月末時点で計３７件。

・平成２２年１２月１日現在、二次的利用対象統計調査は匿名データで４調査、オーダーメードで１３調査であり、これを拡大することが必要と認識。

・統計調査における二次的利用の拡大については、本年５月に IT 戦略本部において決定された「新たな情報通信技術戦略」で指摘され、また、９月には内閣府に設置されている統計委員会からも統計法施行状況報告を受けた審議結果報告書において同様に指摘されており、「新たな情報通信技術戦略」に示された工程表に沿って対応している。（工程表では 2012 年度までに制度の見直し検討を行い、2013 年度から必要な法令改正等行うとしている。）

・これまでに有識者会議「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を総務省内に設置し、有識者の意見を聴取している。また、関係府省で構成する「統計データの有効活用に関する検討会議」を開催して統計調査の実務を担う各府省の意見を聴取している。

・二次的利用の拡大に向けた主要な課題として、ニーズの把握、諸外国の制度の実態把握、匿名化技術の確立・検証、国民の理解増進などが挙げられる。

・統計データの二次的利用を進めるにあたり、国民の理解と利用の促進を図るため周知活動を進めていきたいと考えている。

・政府の統計調査は、統計法の定めるところにより、調査票情報の目的外利用の禁止や秘密の保護を前提として実施。二次的利用は一定の匿名化処理のもとに行われているが、データの中には生活や企業運営の実態など赤裸々な個々の回答情報が含まれているため、これらのデータが無制限に利用・提供されれば、個人や企業の秘密が明らかになってしまうのではないか、回答した内容が意図に反して利用されるのではないか、という不安を調査対象者が抱くことが懸念される。中でも、自らと利害関係があるものなど、自らに一定の影響を与える可能性のある者に渡るリ

スクにさらされることについて、特に不安を感じるものと考えられる。
・匿名化技術については研究を進めつつ実施しており、分析結果を返すオーダーメード集計による二次的利用提供が先行している。
・学術研究・高等教育目的での利用においても、漠然とした不安は生じるが、これらの目的に限定するのであれば、個人情報や企業情報が、自らと利害関係がある者など自らに一定の影響を与える可能性のある者に渡るリスクが小さいと考えられる。（これまでの試験的な取組において問題が生じなかった。）一方、ビジネス等に用いた場合、上記リスクに不安を感じる度合いは高くなると考えられる。そこで、二次的利用の利用目的を拡大した場合のリスクや不安の増大が統計調査に対する理解と信頼に対して与える影響について、十分に見極めることが重要な課題であると考えている。
・インターネットを用いた調査の導入に関しては、総務省が来年度に実施する社会生活基本調査などで導入を予定しているほか、経済産業省では、すでに経済産業省生産動態統計調査や特定サービス産業動態統計調査等の統計調査において、インターネットを活用した調査を導入している。

【要望元】
・この二次的利用の制度を推進していく上で、事前規制をきつくしすぎることで、利用が進まないことがある。そのため、目的外利用などに対する事後対策として罰則やチェックの仕組みがあれば、安心してデータの提供ができると考えられる。

５．当該項目に対する基本的考え方

・現在の統計調査票情報の二次的利用は、これまで長期間にわたる検討を行ってきたが、対象となる統計とその提供範囲は限定的で、制度開始直後とはいえ、二次的利用が進んでいるとは言い難い。
・政府の統計データに対して、標本の信頼性など、データに対する民間ニーズは強いと考えられる。ただし、現在、まだ学術機関以外に提供されていない以上そうしたニーズは見えづらい。二次的利用の対象となる統計の種類を増やすだけでなく、学術機関以外に提供範囲を拡大することで、政策提言やビジネス活用など新しいサービスや利活用が促進されるのではないか。
・また、統計調査の回答者の協力を得るためには、二次的利用の拡大を含めて、回答者に統計調査の結果をフィードバックし、プライバシに関する漠然とした不安を解消するとともに、活用してもらうことが必要。
・一方、利活用を推進するがゆえに、回答者の委縮効果により結果的に精緻な情報の取得が制約され、本来の統計の目的を達成できなくなるおそれもある。
・そこで、正確な統計情報を得ることを第一としつつ、二次的利用の拡大が国民生活の向上に資するよう、利用範囲の拡大を含めた二次的利用を推進する方策を早期に検討、実施し、かつそれを回答者はもとより国民に対して周知すべき。

・提供範囲の拡大は、匿名化の難易度が比較的低いオーダーメード集計や匿名データの中でも匿名度の高いものなど、できるものから民間にも提供していくことも含めて検討をスピードアップすべき。また、その際には調査対象（個人・企業）や提供方法などによってデータの種類によってそれぞれ対応していく必要がある。
・データの二次的利用を踏まえた上で、調査自体をインターネットによって実施することを含め、回答する側のインセンティブを考慮した調査方法を検討すべき。
・（個人の特定など）想定しない事態が起こるリスクをゼロにすることは不可能だと考えられる。事前対策はもとより、事後対策を明確にしたうえで、データ管理・利用方法、リスクに対する問い合わせ先を透明化し、できる限り詳細な形で、広く利活用できるようにすべき。
・迅速性、利便性、オンラインでの活用、オンサイト利用など、利用実績で先行する諸外国の事例を参考にすべき。
・オーダーメードよりさらに自由度の高いオンデマンド集計を可能にすると、統計法における二次的利用の目的範囲の制約を受けることなく現在よりも自由な集計や加工が可能になるので、（設計によっては統計横断的な集計・加工も可能）統計データの利用促進を図れるのではないか。

６．対処方針

正確な統計情報を得ることを第一としつつ、政府の保有する統計情報の二次的利用を推進する方策を早期に検討・実施する。＜平成 23 年度検討、結論を得る。＞

なお、検討にあたって考慮すべきポイントは以下のとおりとする。

・二次的利用の目的範囲を、学術目的以外にも拡大(総務省)
・二次的利用できる統計数の増加（各統計所管省庁）及び必要な匿名化技術の開発（総務省、経産省）
・例えば匿名化の技術的難易度が低いオーダーメード集計や匿名度の高い匿名データなど、できるものから順次提供を開始（各統計所管省庁）
・二次的利用拡大に伴うトラブル発生を想定した事後対策の整備含む二次的利用に対する国民の不安解消、理解増進（総務省）
・二次的利用申請手続きの簡素化、データ提供の迅速化（総務省）
・オーダーメード集計、匿名データのオンラインによる提供（総務省で制度設計、各統計所管省庁で実施）
・安全性の確保を鑑みつつ、オンサイトでオンデマンド加工を可能とする環境を整えてオンデマンド集計を可能にすることについて、早期に検討・実施する。（総務省）